高山市告示第９６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年９月１日

高山市長　　田　中　　明

記

１　指定納付受託者の名称及び住所
ａｋｉｐｐａ株式会社
大阪府大阪市浪速区難波中２丁目１０番７０号

２　指定をした日
令和８年８月２４日

３　指定納付受託者に納付させる歳入
新穂高駐車場第３駐車場の駐車場使用料

４　指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和８年１０月１日から令和９年１月２９日まで